

学校法人神戸薬科大学役員の報酬等の支給基準

（目的）

第1条 学校法人神戸薬科大学役員の報酬等の支給基準（以下「本基準」という）は、学校法人神戸薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という）第57条に定めるところにより、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「役員」とは、理事及び監事をいう
- （2）「学内理事」とは、前号に掲げる者のうち、学校法人神戸薬科大学（以下「本法人」という）に勤務し、かつ、本法人の職員から選出された理事をいう
- （3）「外部理事」とは、理事のうち、学内理事以外の者をいう
- （4）「報酬」とは、役員としての職務執行の対価として本法人が支払う財産上の利益をいう
- （5）「退任謝礼金」とは、退任する役員に対し本法人が支払う財産上の利益をいう
- （6）「報酬等」とは、報酬及び退任謝礼金の総称をいう

（報酬等の支給）

第3条 本法人は、役員に対して報酬等を支給するものとする。

（報酬額）

第4条 役員に対する報酬額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）理事長 年間960万円
- （2）代表業務執行理事 年間480万円
- （3）理事 年間30万円
- （4）監事 年間50万円

2 前項第3号に掲げる者のうち、経営戦略会議の構成員である外部理事の報酬は、年間40万円とする。

3 理事会及び評議員会以外の会合等に出席したときは、出席者に5,000円を支給する。ただし、本法人に勤務する者が、学内で行われる会合に出席する場合は除く。

（学内理事の退任謝礼金）

第5条 学内理事が退任するときは、退任謝礼金を支給する。退任謝礼金は、1年あたり10万円とし、在任年数を乗じて算定し、300万円を上限として支給する。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる特別手当を支給する。

- （1）学長（1号理事）経験者は、100万円を上限として支給する
- （2）学内理事は、1年あたり5万円とし、在任年数を乗じて算定し、50万円を上限として支給する

（外部理事及び監事の退任謝礼金）

第6条 外部理事及び監事が退任するときは、退任謝礼金を支給する。退任謝礼金は、1年あたり10万円とし、在任年数を乗じて算定し、300万円を上限として支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別手当を支給する。特別手当の金額の算定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）理事会運営に通常の貢献が認められる場合には、1年あたり5万円とし、在任年数を乗じて算出する。ただし、上限は100万円とする。
- （2）在任期間が2期以上あり、かつ、理事会運営に特別顕著な貢献が認められる場合には、前号に加え、50万円又は100万円を支給する。支給金額は、在任期間及び貢献内容を勘案し、理事長が決定する。

（端数の処理）

第7条 退任謝礼金の計算金額において1万円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げるものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 年間報酬の支払いは2回に分割し、6月及び12月に支払う。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(交通費)

第9条 理事会開催時には、外部理事及び監事に5,000円を支給する。

2 第4条第3項に定める出席者に対し、5,000円を支給する。

3 会議が学外で開催される場合は、会議に出席する理事のうち、本法人に勤務する者にも、交通費として5,000円を支給する。

(役員の出張)

第10条 役員が校務のため出張するときは、別表に定めるとおり支給する。

(その他)

第11条 本基準に定めていない事項で、必要が生じたときはその都度、評議員会の議を経て、理事会が決定する。

(公表)

第12条 本法人は、本基準をもって私立学校法第137条の1第2号及び寄附行為第74条第1項第2号に掲げる報酬等の支給の基準として公表する。

(基準の改正)

第13条 本基準の改正は、評議員会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

本基準は、2020年4月1日から施行する。

2020年5月28日改正

2022年10月1日改正

2025年4月1日改正

2025年6月9日定時評議員会終結の時改正

[別表](#)

別表

区分		適用
交通費	新幹線	グリーン車
	在来線	グリーン車
	船舶	1等
	飛行機	上級シート
	車・バス	実費
宿泊料		15, 000円
日当	6時間未満	3, 000円
	6時間以上	6, 000円